

川西市小規模保育事業 A 型
整備・運営事業者募集要項

(令和 5 年 7 月 21 日時点)

川西市こども政策課

令和 5 年 7 月

小規模保育事業 A 型整備・運営事業者 募集要項

川西市では、令和 4 年度に国基準の待機児童はゼロになったものの、依然として国基準外の待機児童（入所保留者）は増加傾向にあり、特に 1 歳児の入所保留者増が顕著となっています（※）。

今回、潜在的な保育ニーズを含め、国基準外の待機児童解消を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的に 0 歳～2 歳児を保育する小規模保育事業 A 型の整備・運営事業者を募集します。

1 募集する事業の概要

①地 域	市内全域	②施 設 数	4 か所
③事業種別	小規模保育事業 A 型	④定 員	原則 19 人
⑤対 象	3 号認定を受けた 0～2 歳児		
⑥施 設	事業者が所有、または賃借する物件（施設形態により補助内容等が異なります）		
⑦開所時期	令和 6 年 4 月 1 日（補助不要の場合、前倒しでの開所可能） ※開所までのスケジュールを提出書類に明記すること		
⑧開所時間	原則、1 日 1 1 時間（午前 7 時～午後 6 時）		
⑨閉所可能日	日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）		
⑩実施を要する子ども・子育て支援事業等	延長保育事業（午後 7 時までの実施は必須とし、午後 8 時までの実施は任意とする） その他事業の実施は任意とする。		
⑪その他	市の入所保留者の状況を鑑み、入所保留者の解消に資する取組みを実施すること		

（※）国基準外の待機児童数（入所保留者）の内訳（中学校区別・年齢別）

R5.4.1	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
川西南	3	30	4	9	0	1	47
川西	1	33	5	2	0	0	41
多田	0	8	2	1	0	0	11
清和台	0	0	1	1	0	0	2
明峰	0	5	0	1	1	0	7
緑台	0	5	1	1	1	0	8
東谷	0	6	5	8	1	2	22
合計	4	87	18	23	3	3	138

2 事業者の応募資格等

(1) 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ①児童福祉に対する高い理念を持ち、川西市の児童福祉を理解し、川西市の関連施策にも積極的に協力する者であること。
- ②児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ③事業を実施するための必要な経済的基礎として、施設設置に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ④賃貸物件で事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を普通預金等により保有していること。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑩国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。
- ⑪各種関係法令を遵守すること。

(2) 応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ①募集要項に定める応募資格や条件に反する内容で応募した場合。
- ②申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対し不当な要求を行った場合。
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合。
- ④その他不正な行為があった場合。

3 施設設備に関する条件

(1) 施設に関する基本事項

- ①事業者自らが所有または賃借する物件において整備・運営を行うこと。
- ②実施する物件は事業者（応募者）が確保すること。
- ③川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第15号）及び消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令を遵守すること。
- ④建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。なお、検査済証の交付が確認できない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定確認検査機関等にて法適合状況調査を行い、建築基準法に適合したものであることを示す書類を提出すること。

⑤現行の建築基準法上における耐震基準を満たしており、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合は、耐震調査を実施しており、耐震上問題がないことを証明する書類を提出すること。

(2) 小規模保育事業A型の保育室等の設備・面積等の基準

設 備	満2歳未満：乳児室またはほふく室 満2歳以上：保育室または遊戯室 便所・調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備） 屋外遊戯場（代替する近隣の公園等も可）
面 積	乳児室またはほふく室：満2歳未満の幼児1人あたり3.3㎡以上 保育室または遊戯室：満2歳以上の幼児1人あたり1.98㎡以上 屋外遊戯場：満2歳以上の幼児1人あたり3.3㎡以上

※児童福祉法、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準、川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を必ず確認すること。

(3) 施設の設置にあたっての必要事項

- ①同一施設内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育事業を行う場所と明確に区別をすること。
- ②地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮をすること。
- ③防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置の設置を行うこと。
- ④自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- ⑤保護者が利用する送迎用駐車（利用定員の1割程度）、駐輪スペースを十分確保するよう努めること。
- ⑥周辺の環境等と調和する外観とすること。

4 施設運営に関する条件

(1) 小規模保育事業施設の運営に関する基本事項

①利用定員

小規模保育事業A型（定員：原則19人）

※0～2歳児の各利用定員数について、進級ができるよう設定すること。特に1歳児の入所保留者が多いため、1歳児の定員については十分に留意すること。

- ②乳児保育(生後57日目から)を実施するよう努めること。
- ③通常保育は原則午前7時から午後6時までの11時間とすること。また、延長保育は午後7時までの実施は必須とし、午後8時まで実施するよう努めること。
- ④日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、開所を基本とすること。
- ⑤利用者負担額は、市が定めた額を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- ⑥市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入や行事に参加する費用等の徴収については、事前に保護者に説明し、同意を得て行うこと。

- ⑦同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、乳幼児の保育に直接従事する職員は、法令等で認められている場合を除いて、他の事業の職員と兼ねることができない。

(2) 職員配置

職員配置	<p>①保育従事者</p> <p>0歳児 乳幼児3人につき1人 1・2歳児 乳幼児6人につき1人 ※上記に加え1人以上配置かつ全て保育士 ※保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる ※職員配置は常時2人（うち1人以上は常勤職員とする）を下回ってはならない（常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員）</p> <p>②調理員</p> <p>少なくとも1人は、栄養士または調理師とするよう努めなければならない ただし、調理業務を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要</p> <p>③嘱託医</p>
------	--

※児童福祉法、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準、川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を必ず確認すること。

(3) 小規模保育事業A型との連携施設

連携施設の確保は、原則として令和6年4月までに設定すること。ただし、これが困難な場合は令和6年度末までのできる限り早期に設定すること。（国における経過措置は令和6年度末まで）

連携施設	保育所、幼稚園または認定こども園（複数の施設との連携も可）
連携内容	<p>①保育内容の支援</p> <p>1) 相談・助言 連携施設の保育士による相談助言や月一回程度の巡回指導などを行う</p> <p>2) 集団保育を経験させるための機会 2歳児を中心に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の使用や行事の参加等を行う</p> <p>3) 代替保育の提供 職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて事業者によって保育を提供する</p> <p>②入所する乳幼児の3歳以降の受け皿</p>

(4) 保育内容等について

①基本的事項

- ・児童福祉法に規定する児童福祉の理念を前提として事業運営を行うこと。地域の子育て家庭への支援事業を積極的に実施すること。
- ・保育の実施にあたっては、保育所保育指針に準じること。
- ・川西市の教育保育行政を十分に理解し、市の事業に積極的に協力するとともに、関係法令を遵守し、市の指導に従うこと。
- ・保護者の意向に十分配慮し、円滑な施設運営を行うこと。
- ・利用乳幼児、保護者、地域等との信頼関係の維持、向上に努めること。

②給食、保健、衛生、安全管理に関すること

- ・保育所における食事の提供ガイドラインに基づき、食事の提供を行うこと。また、離乳食やアレルギー食等、配慮を要する利用乳幼児の対応食等、個々に配慮した食事を提供すること。
- ・食事の提供は完全給食とし、原則、施設内において調理する方法（自園調理）によること。ただし、自園調理が困難な場合、一定の基準を満たす場合は連携施設等から給食を搬入することができる。
- ・調理施設、設備をはじめ、施設の衛生管理や利用乳幼児、職員の健康管理を徹底すること。
- ・健康増進法第20条第1項及び第2項の規定によって、特定給食施設の届出をすること。
- ・利用乳幼児に対し、健診・検査等を実施すること。
- ・必要な医薬品、医療品を常備し、医療機関との連携を図ること。
- ・防犯対策など、利用乳幼児の安全対策を講じること。
- ・消火訓練及び避難訓練を少なくとも月に1回は実施すること。
- ・保育における利用乳幼児の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。

③会計・運用財産に関すること

- ・会計は、その他の事業の会計と区分すること。
- ・運用財産として、十分な現金または預金を有していること。

④保育の質の向上に関すること

- ・市立保育所に準じた苦情解決制度を備えること。
- ・市が実施する職員研修に参加するほか、独自の職員研修を行うなど、職員の資質向上に積極的に取り組むこと。

⑤その他

- ・市の入所保留者の状況を鑑み、入所保留者の解消に資する取組みを実施すること。
- ・運営状況や事業者の経営状況などの情報の公開に努めること。
- ・開所の後、市が行う保育内容、経営状況に関する調査に協力すること。
- ・別紙提出書類一覧に記載のもののほか、保育サービスの内容、地域交流、安全・衛生対策、職員採用、人事管理等について別途提案があれば、提出書類に添付すること。

5 開設経費及び運営経費にかかる補助

(1) 施設改修費等の補助金

① 賃貸物件の場合

当該事業について、川西市に「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく補助金が支給されるときは、事業者の申請により国の補助額（対象となる事業費の範囲内に限る）と市負担分を合算した金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金が交付されない場合は、上記の市負担分に相当する金額を市補助金として、予算の範囲内で交付する。

※ 本補助金については、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」及び「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」など、補助金に関する法令・通知を適用または準用するので、法令・通知に定める要件に該当する場合、補助金の返還等が必要となる。

② 自己所有物件の場合

補助対象経費や交付基準額については、国補助は受けられない。事業者の申請により、市負担分に相当する金額のみを市補助金として、予算の範囲内で交付する。

※国庫補助金の交付を受けていない場合、建物が自己所有である等の要件を満たした場合は、地域型保育給付費の「減価償却加算」による加算を受けることができる。

※川西市補助金等交付規則などにに基づき、補助金の返還等が必要となる場合もある。

(2) 施設改修費等に対する補助基準額等

① 賃貸物件の場合「市補助+国補助（保育対策総合支援事業費補助金）」

項目	補助基準額	補助率
改修費等補助 ※1	35,000千円 ※2	3/4

※1 改修費等補助：補助対象経費の実際にかかった改修費（備品は補助対象外）と開設準備期間となる令和6年3月までの実際にかかった賃借料6ヶ月分（礼金は含み、敷金は対象外。）の合計額と上記補助基準額を比較し、低い方の4分の3を補助（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。賃借料は令和5年4月1日以降の新規契約のものに限る。

※2 実際の補助額は今後の制度改正等により変更となる場合があります。

② 自己所有物件の場合「市補助のみ」

項目	補助基準額	補助率
改修費等補助 ※3	35,000千円 ※4	1/12

※3 改修費等補助：補助対象経費の実際にかかった改修費（備品は補助対象外）の合計額と上記補助基準額を比較し、低い方の12分の1を補助（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。

※4 賃貸物件における補助制度改正等に準じ、市補助についても内容が変更となる場合があります。

(3) 施設改修にあたっての留意点

- ①設計及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明して理解を得て、安全確保等を図ること。
- ②市契約規則に準じて、事業者による「入札」により施工業者を決定すること（改修費補助を受けない場合はこの限りでない）。

(4) 運営費等

施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」（公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。

運営費に関する補助金は別添資料「令和5年度 小規模保育事業運営補助金一覧」を参照すること。

6 応募方法等

(1) 募集要項等の配付

募集要項及び申請書等の提出書類様式は、市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 質問受付

【期間】令和5年7月10日（月）～7月14日（金）

【方法】募集要項等について質問があれば、別添の質問票を、電子メールにて担当課まで提出すること。7月21日（金）頃までに市ホームページ上で回答を公表する。

(3) エントリーシートの受付

応募を予定する事業者は、あらかじめエントリーシートを提出すること。**本エントリーを行わなかった場合、正式に応募することは出来ません。**また、エントリーシートを提出した場合であって、

(4) に定める提出書類を提出しなかった場合は、本エントリーを取り下げたものとみなします。

【期間】令和5年7月24日（月）～7月31日（月）

午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く。）

【方法】別添のエントリーシートを、電子メールにて提出すること。

(4) 提出書類の受付

【期間】令和5年8月2日（水）～8月18日（金）

午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く。）

【方法】あらかじめ日時を連絡のうえ、担当課に持参すること。郵送は不可。

※上記日時以外は受付不可。

(5) 提出書類及び部数

別紙「提出書類一覧」のとおりとし、正本（1部）、副本（9部）の合計10部と電子媒体(指定様式のPDFデータ)CD-ROM 1枚提出すること。

(6) 注意事項

ア 申込書その他の提出書類は、A4サイズに統一し、ページ番号を付記のうえ資料番号ごとにインデックスを付けること。（決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出すること。）

イ エントリーシートを提出していない場合や、受付期間を過ぎたものは受理しない。

ウ 提出された書類等は返却しない。

エ 応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とする。

オ 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

カ 提出書類について情報公開請求があった場合は、「川西市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

キ 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出ること。

7 選定の方法等

(1) 選定の体制

市が設置する「川西市民間保育施設等整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」において、選考を行い、市が決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

事業者の運営実績や財務状況、入所保留者解消への取り組み、保育目標や保育内容等について、上記(1)の審査委員会の構成員に対して、事業責任者等（法人の場合、理事長及び施設長予定者等）によるプレゼンテーションを実施し、事業責任者等に対しヒアリングを行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施日時等は、市から対象事業者へ別途通知する。

(3) 審査項目

以下の審査項目と配点に基づいて選定を行う。

なお、選定には基準点を設定する。基準点は6割とし、総得点が基準点に満たない場合は、選定しない。

審査項目	配点	審査事項
施設整備に関すること	40	5 運営実績
		10 財務状況
		10 資金計画及び長期的な運営の安定性
		10 人材確保及び人材育成
		5 自己評価・外部評価、苦情処理体制など
施設整備に関すること	50	25 入所保留者解消への取り組み (立地や通園支援、定員設定、開所時期など)
		10 利用者の利便性 (駅からのアクセスや駐車場確保など)
		10 施設設備について(保育室、遊戯室、屋外遊戯場の広さなど)
		5 地域との連携、周辺環境への配慮など (地域活動への参加、地域との関係性構築など)
施設運営に関すること	70	15 保育目標・内容について (開所時間、乳児保育(生後57日目から)、延長保育など)
		10 給食の提供について(提供方法、アレルギー対応、食育など)
		10 職員配置体制
		15 特別な支援が必要な子どもの受け入れについて
		10 連携施設の確保又は確保に向けた計画について
		10 事故防止・衛生管理等の安全対策
合計	160	

※審査項目と配点等については、審査委員会の判断等により変更する可能性があります。

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果はすべての参加事業者に文書で通知するほか、市ホームページで公表する。電話等による問合せには応じない。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。
- ③審査の結果、実施事業者の該当なしとする場合がある。

8 保育開始までのスケジュール

令和5年9月末(予定)	実施事業者決定
令和5年10月～令和6年3月	開設準備(施設改修等)・認可手続
令和6年4月	開設(事業開始)

9 その他

- (1) 選定結果は、改修費等の補助金の交付を確約するものではない。
- (2) 選定された事業者が辞退等により実施不可能となった場合、または施設設置にあたって市との協議が整わない場合、その他事業を実施し難い特別の事情が生じたと市が判断したときは、この募集要項による施設の設置は行わないこととする。また、市は決定事業者において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、あるいはその他の事情により、適切な事業の実施が困難と認めるときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。いずれの場合においても事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。

【担当】 川西市 こども未来部 こども政策課 窪田、中村
〒666-8501 川西市中央町1-2-1 市役所3階8番
電話：072-740-1246 FAX：072-740-1339 E-mail：kawa0215@city.kawanishi.lg.jp